

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第1号

(所 管) 学校教育課 教育課程課

件 名	堺市立学校管理運営規則等の一部改正について
提 案 理 由	本市立学校在籍児童・生徒の負担軽減や教職員の働き方改革の推進を目的に、市立学校園における冬季休業期間を見直すこととし、所要の改正を行うため、上程するもの。
議案（報告）の概要又は要旨	1 改正する規則等 ・堺市立学校管理運営規則 ・堺市立幼稚園園則 ・堺市立特別支援学校学則 2 改正の内容 ・冬季休業期間について、現行規定の12月25日から翌年の1月5日を12月25日から翌年の1月7日とするもの 3 施行期日 令和6年4月1日
備 考	
議決後必要となる取組	この案件の教育委員会議決後は、 <input checked="" type="checkbox"/> 上記案により、公布する。 <input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 <input type="checkbox"/> その他（ ）

議案第1号

堺市立学校管理運営規則等の一部改正について

堺市立学校管理運営規則等の一部について、次のとおり改正する。

令和6年1月15日  
堺市教育委員会  
教育長 栗井明彦

## 堺市立学校管理運営規則等の一部を改正する規則

(堺市立学校管理運営規則の一部改正)

第1条 堺市立学校管理運営規則（昭和32年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「1月5日」を「1月7日」に改める。

第8条第2項第4号中「1月5日」を「1月7日」に改める。

(堺市立幼稚園園則の一部改正)

第2条 堺市立幼稚園園則（昭和31年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第4号中「1月5日」を「1月7日」に改める。

(堺市立特別支援学校学則の一部改正)

第3条 堺市立特別支援学校学則（昭和32年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第4号中「1月5日」を「1月7日」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

堺市立学校管理運営規則（昭和32年教育委員会規則第9号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>（保育期及び休業日）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 幼稚園の休業日（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第61条に規定する休業日をいう。以下同じ。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで</p> <p>(4) 冬季休業日 12月25日から翌年の<u>1月5日</u>まで</p> <p>(5) 春季休業日 3月25日から4月7日まで</p> <p>（学期及び休業日）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 小学校等の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 夏季休業日 7月21日から8月24日まで</p> <p>(4) 冬季休業日 12月25日から翌年の<u>1月5日</u>まで</p> <p>(5) 春季休業日 3月25日から4月7日まで</p>	<p>（保育期及び休業日）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 幼稚園の休業日（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第61条に規定する休業日をいう。以下同じ。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで</p> <p>(4) 冬季休業日 12月25日から翌年の<u>1月7日</u>まで</p> <p>(5) 春季休業日 3月25日から4月7日まで</p> <p>（学期及び休業日）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 小学校等の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 夏季休業日 7月21日から8月24日まで</p> <p>(4) 冬季休業日 12月25日から翌年の<u>1月7日</u>まで</p> <p>(5) 春季休業日 3月25日から4月7日まで</p>

堺市立幼稚園園則（昭和31年教育委員会規則第1号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>（保育を行わない日）</p> <p>第11条 保育を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>（2） 日曜日及び土曜日</p> <p>（3） 夏季休業日 7月21日から8月31日まで</p> <p>（4） 冬季休業日 12月25日から翌年<u>1月5日</u>まで</p> <p>（5） 春季休業日 3月25日から4月7日まで</p>	<p>（保育を行わない日）</p> <p>第11条 保育を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>（2） 日曜日及び土曜日</p> <p>（3） 夏季休業日 7月21日から8月31日まで</p> <p>（4） 冬季休業日 12月25日から翌年<u>1月7日</u>まで</p> <p>（5） 春季休業日 3月25日から4月7日まで</p>

堺市立特別支援学校学則（昭和32年教育委員会規則第2号）新旧対照表（第3条関係）

現行	改正後（案）
<p>（休業日）</p> <p>第7条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>（1）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>（2）日曜日及び土曜日</p> <p>（3）夏季休業日 7月21日から8月31日まで</p> <p>（4）冬季休業日 12月25日から翌年<u>1月5日</u>まで</p> <p>（5）春季休業日 3月25日から4月7日まで</p>	<p>（休業日）</p> <p>第7条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>（1）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>（2）日曜日及び土曜日</p> <p>（3）夏季休業日 7月21日から8月31日まで</p> <p>（4）冬季休業日 12月25日から翌年<u>1月7日</u>まで</p> <p>（5）春季休業日 3月25日から4月7日まで</p>